

(規 92～94)

乗変、通則

営 業 規 則

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 1 節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

第 92 条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。

ただし、旅客運賃の払い戻しは、旅客中止駅等所定の駅に限って取扱います。

2 前項の規定にかかわらず、旅客の払い戻し又は駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その最近の駅員配置駅において取扱います。

(払い戻しの請求権行使の期限)

第 93 条 旅客は旅客運賃について払い戻しを請求することができる場合であっても当該乗車券類が発売の日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができないものとします。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃の収受又は払い戻しをする場合の既収額)

第 94 条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について旅客運賃の収受又は払い戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃を収受しているものとして、収受又は払い戻しの計算をする。ただし払い戻しの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃の額を限度として取扱うものとします。